

東北電力女川原子力発電所の再稼動を行わないことを求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故は、原発の危険性を国民の前に事実をもって明らかにしました。いまだに収束のめどが立たず、福島県民の多くの人々は放射能汚染から逃れるために、故郷から遠く離れた土地での避難生活を余儀なくされています。

苛酷事故が起これば、短時間のうちに人間の力では制御不能となる原発は未完成の技術です。加えて、原発は莫大な放射性物質を抱えています。それをどんな事態が起きても閉じこめておく完全な技術は存在しません。そして、ひとたび大量の放射能が放出されれば、被害は深刻かつ広範囲で、将来にわたっても影響を及ぼします。そうした原発が、世界有数の地震国・津波国である我が国に集中立地していることは危険きわまりないことです。

東北電力女川原子力発電所は、東日本大震災で外部電源 5 系統のうち 4 系統を失うなど、津波があつたらば高かったならば福島原発と同じ悲劇が起こったかも知れません。まさに、紙一重でした。巨大地震の震源地直近に位置している東北電力女川原子力発電所は、周辺住民の原発に対する不安、脱原発・自然エネルギーへの転換を望む市民の声に今やその存在の是非が問われています。

東松島市は東北電力女川原子力発電所の 30 キロ圏内に位置することから、重大事故が起こった場合、地域の存亡にかかわる極めて深刻な被害を受けることになります。

よって、何よりも市民・県民・国民の命と安全を守り、生業と財産、かけがえのないふるさとを次世代に引き継ぐため、実効性ある避難計画・防災計画の確立、検証が行われないうちでの東北電力女川原子力発電所の再稼動を行わないことを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 24 年 10 月 11 日

東松島市議会議長 五野井 敏夫

提出先

宮城県知事	村 井 嘉 浩	
衆議院議長	横 路 孝 弘	
参議院議長	平 田 健 二	
内閣総理大臣	野 田 佳 彦	様
経済産業大臣	枝 野 幸 男	
環境大臣		
原発事故の収束及び再発防止担当 内閣府特命担当大臣	長 浜 博 之	